

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（342）」
2. 日時：平成29年9月11日 14時20分～19時20分
3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓B
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
義崎管理官補佐、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：
日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他7名）

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 「常設スプレイヘッダ」が使用済燃料プール内燃料体の上部全面にスプレイできることについて、常設スプレイヘッダの位置、スプレイ距離等を踏まえて、根拠を整理して提示すること。
- 使用済燃料プールの計測設備については、代替電源設備から給電できることを整理して提示すること。
- 使用済燃料プールの計測設備のうち、重大事故等対処設備と設計基準対象施設兼用のものについて整理して提示すること。
- これまでの指摘にもあるが、「技術的能力」及び「重大事故等対処設備」の各資料について、不整合箇所が散見されるため、提出資料については、確実に精査した上でヒアリングに臨むこと。
- 先行審査プラントの資料を確認するとともに、東海第二発電所と先行審査プラントの間に考え方、基準の要求に対する解釈、整理等に違いがある場合は、適宜説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：
・東海第二発電所 重大事故等対処設備について

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第54条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA54条）